

## 資格外活動許可

### 資格外活動の許可を得たいとき

現在有している在留資格に属さない収入を伴う活動をするときは、所轄の入国管理局に申請して許可を受ける必要があります。

例：留学生がアルバイトするときなど

### 必要書類

それぞれの在留資格と在留状況により、提出書類が異なります。

問い合わせ先

大阪入国管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎) 078-391-6377